

【苦情解決窓口】

社会福祉法第28条の規定により、利用者様からの苦情に適切に対応するため、当保育園における苦情解決責任者、

苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めています。

当園ご利用の際、困ったこと、悩んでいることがありましたらお気軽にご連絡ください。

※守秘義務によって秘密は守られますので安心してご相談ください。

